

第2回 クレジットカード分野に係る API連携の推進に関する検討会 事務局説明資料

2026年1月23日

経済産業省 商務・サービスグループ

商取引・消費経済政策課

第1回振り返り

- API連携の現状、目指す姿について、両業界からプレゼンテーションを実施。
- 第1回検討会の議論結果を踏まえ、第2回検討会では①API連携の推進の方向性、②API連携のコスト、③海外事例の目的・背景、④取組の方向性を議題としたい。

第1回で提示された論点・確認事項

・API連携の推進の方向性

API連携にはいくつかのバリエーションが存在するが、両業界の目指す姿に齟齬がある。

・API連携に関するコスト

費用対効果がAPI連携推進上の課題であるが、コストについて両業界で認識齟齬がある。

・海外事例の目的・背景

海外ではAPI連携を法的に義務づけている国が存在。各国の目的・背景等を明確にする必要がある。

第2回の議題

①API連携の推進の方向性

日本の市場状況を踏まえ、API連携推進の方向性について議論する。

②API連携に関するコスト

議論の前提となるコストについて認識を合わせる。

③海外事例の目的・背景

海外事例の目的・背景について事務局から説明。

④取組の方向性

①～③を踏まえ、法的措置を含めた制度的対応の要否など、取組の方向性を議論する。

クレジットカード分野におけるAPI連携の推進の方向性

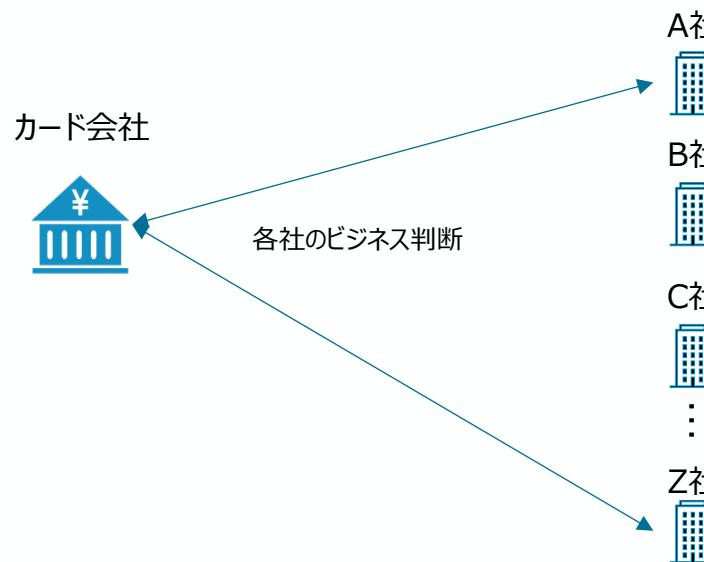
- 現状、クレジットカード分野においては、法的義務付けがない状態で約7割※1のカード会社が1社以上とAPI接続している状況。他方で、電子決済等代業A社とAPI接続しているカード会社は、約3割※2にとどまっている状態。
- API接続先について、①民間の判断で進めていくのか、②一定の要件の下、原則全社接続で進めていくのかが論点。
- 日本の市場環境も考慮して方向性について議論いただきたい。

※1：日本クレジット協会のアンケート調査対象に対する割合（取扱高ベース）。調査回答会社全社の取扱高は業界取扱高の約9割を占める。

※2：電子決済等代行事業者A社におけるアクセス口座数上位30社のうち、APIアクセスがあるのは5社（取扱高で約28%）。

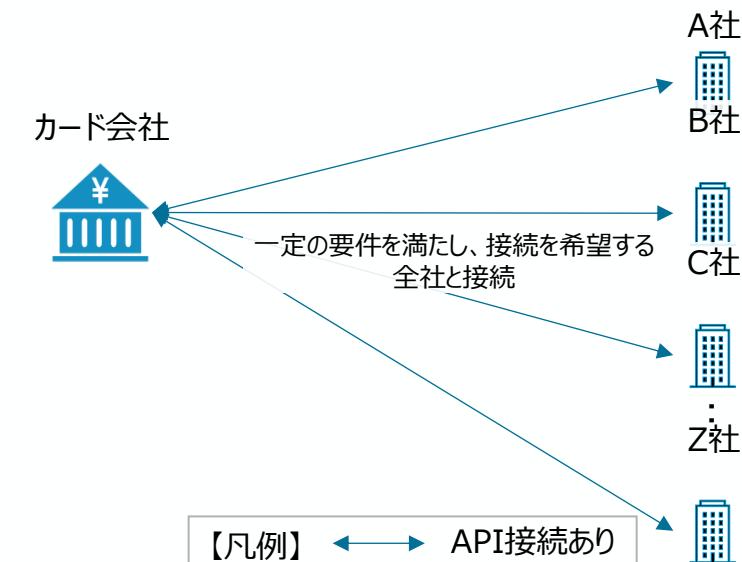
①接続先は民間の判断

- ・接続する先については、各社のビジネス判断（例：接続先のサービス内容、コスト、セキュリティのリスク等）で行う。



②一定の要件の下、原則全社接続

- ・一定の要件を満たし（例：銀行法上の電子決済等代行事業者の登録等）、かつカード会社との接続を希望する会社すべてと接続する。



クレジットカード分野におけるAPI連携に関するコスト

- 外部に情報連携する想定がないシステムが多く、相応のコストを要する。また、既存システムの状況や性能要件等によりコストは異なる。
- 複数社への情報連携を前提としたシステム構築済の社が接続先を単純に追加する場合には、数十万～数千万で対応可能なケースもある。
- 他方で、API未対応の社がAPI対応する、またはAPI対応済の社がオープンAPI※に対応する場合には、相当のコストが必要な見込み。

※本スライドでの「オープンAPI」は、「カード会社との接続を希望する会社全てとAPI接続できるようにすること」とする。

コスト分類	説明	コスト	備考
開発費用	初期開発	<ul style="list-style-type: none">接続先が限定的な場合 自社Webシステムと兼ねているケースが多く、トータルで数億円。オープンAPIの場合 専用システムが必要な場合もあり相当のコストがかかる。数十億～100億円かかるとの意見あり。	<p>コストは以下により異なる。</p> <ul style="list-style-type: none">既存システムの活用可否性能要件
	API接続先追加	数十万～数千万円/社	<p>コストは以下により異なる。</p> <ul style="list-style-type: none">性能要件（性能増強の有無）既存APIの流用可否接続先追加による影響範囲品質に対する考え方（特に既存サービス品質）
運用費用	共通	<ul style="list-style-type: none">接続先が限定的な場合 数千万～数億円/年オープンAPIの場合 専用システムが必要な場合もあり相当のコストがかかる。数億～10億円かかるとの意見あり。	<p>コストは以下により異なる。</p> <ul style="list-style-type: none">性能要件
	API接続先単位	把握困難、数十万円/社・年	API接続に限定したコストの把握が困難であると回答する社も存在。

※上表の内容は、API対応済の大手カード会社数社にヒアリングした結果から作成。会社によってコストは変わるものため、全てのカード会社が上表のコストにあてはまるとは限らない。

海外法令等の目的・背景（1/2）

- EU、イギリス、オーストラリアは、競争促進等の目的で、銀行に対して消費者への情報提供に加え、第三者への情報連携を義務付けている。
- 他方、アメリカは、銀行に対して消費者へのデータ提供を義務付けているが、第三者への情報連携については慎重に議論されている。

	情報連携※1義務の有無	情報連携を義務づけている法令/規則等	関連法令	法令/規則等の目的
EU	有（手段はAPIに限定しない） <ul style="list-style-type: none"> ・銀行に対して、<u>第三者に情報連携する義務</u>を課している。連携手段は<u>APIに限定しておらず</u>、例外的にスクレイピングも認められている。 ・クレジットカード口座（credit card accounts）が対象かは明確でない※2。 	PSD2 <ul style="list-style-type: none"> ・統合され効率的な欧州決済市場の発展等を目的とした決済サービスに関する指令。 ・<u>銀行に対して、第三者への情報連携を義務付け。</u> 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・より統合され効率的な欧州決済市場の発展 ・新規参入者の取扱い、決済サービス提供者にとっての競争条件の公平性強化 ・決済の安全性とセキュリティの向上 ・欧州の消費者と企業の保護強化 ・サードパーティを規制していないことによるセキュリティ、消費者保護リスクの低減
		PSD3（欧州委員会2023提案） <ul style="list-style-type: none"> ・スクレイピングを禁止する方向で議論されている。 		
イギリス	有（手段はAPIに限定しない） <ul style="list-style-type: none"> ・決済サービス規則と競争法それぞれで情報連携の義務が課されている。 ・<u>決済サービス規則により、銀行に対して、第三者に情報連携する義務</u>を課している。連携手段は<u>APIに限定していない</u>。クレジットカード口座（credit card accounts）も対象。 ・<u>競争法により、大手9行に対して、標準APIにより第三者に情報連携する義務</u>を課している。 	PSRs <ul style="list-style-type: none"> ・PSD2をイギリスの法律として実装したもの。決済サービスに関する規則。 ・<u>銀行に対して、第三者への情報連携を義務付け。</u> 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・EU同様
		英国競争法の是正命令 <ul style="list-style-type: none"> ・市場調査制度に基づいた調査の結果、銀行市場における「<u>競争への悪影響</u>」が認定されたことを受けて発出。 ・<u>標準APIを介した第三者への情報提供を義務付け。</u> 		
		英國競争法 <ul style="list-style-type: none"> ・業界横断的な法律。 ・①公正取引局、競争控訴裁判所、競争庁の機能の確立・規定、②反競争的な者に対する刑事罰の規定等が含まれる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・銀行市場における「競争への悪影響」の是正 ・上記による消費者・中小企業保護

※1：本資料においては、「なんらかの手段で金融データを第三者に連携すること」を指す。

※2：欧州銀行監督局（EBA）によるPSD2のレビュー（Opinion of the European Banking Authority on its technical advice on the review of Directive (EU) 2015/2366 on payment services in the internal market(PSD2)）にて、『EBAは、「決済口座」の定義について市場において様々な解釈があり、それが法的要件の適用に差異をもたらしていることを認識している。特に、プリペイドカードにリンクされた電子マネー口座、貯蓄口座、リファレンス口座、クレジットカード口座など、特定の種類の口座を決済口座として扱うべきかどうかという疑問が生じている。』との言及あり。

海外法令等の目的・背景（2/2）

- EU、イギリス、オーストラリアは、競争促進等の目的で、銀行に対して消費者への情報提供に加え、第三者への情報連携を義務付けている。
- 他方、アメリカは、銀行に対して消費者へのデータ提供を義務付けているが、第三者への情報連携については慎重に議論されている。

	情報連携※1義務の有無	情報連携を義務づけている法令/規則等	関連法令	法令/規則等の目的
オーストラリア	有（APIを義務化） ・ <u>銀行に対して、標準APIにより第三者に情報連携する義務を課している。</u> ・クレジットカード（credit and charge cards）も対象。	消費者データ規則 ・CDRルールに基づく拘束力のあるデータ基準。 ・ <u>標準APIを介した第三者への情報提供を義務付け。</u>	競争・消費者法 ・業界横断的な法律。 ・ <u>競争と公正な取引を促進し、消費者を保護することにより、国民の厚生（welfare）を高める</u> ことが目的。	・競争と公正な取引の促進 ・消費者保護 ・国民の厚生の向上
アメリカ	無 ・ <u>銀行に対して、APIにより第三者に情報連携する義務を課す規則を策定したが、銀行協会の訴訟を契機にCFPB（消費者金融保護局）にて規制内容を見直し中。</u> ・見直し完了までの間、 <u>裁判所が規制を施行停止するよう命じた。</u> ・クレジットカード口座（credit card accounts）も対象。	個人金融データ権利規則 ・ドッド・フランク法の関連法である消費者金融保護法の下に位置づけられる規則。 ・企業が管理または保有する情報を消費者に提供するにあたり実務的な内容を定めたもの。 ・ <u>銀行協会の訴訟を契機にCFPBにて規制内容を見直し中。</u>	ドッド・フランク法 ・ <u>金融システムの説明責任と透明性を向上させることによる金融安定の促進</u> が目的。 ・ <u>企業が管理または保有する情報を消費者に提供しなければならない。</u>	・金融システムの説明責任と透明性の向上による金融安定 ・上記による納税者・消費者保護 ・スクレイピングのセキュリティ、プライバシースクの低減

※1：本資料においては、「なんらかの手段で金融データを第三者に連携すること」を指す。

API連携の推進上の課題

- スクレイピングについてはセキュリティ上のリスク等もあるため、官民でAPI連携を推進していく必要があるが、第1回検討会のプレゼンテーションを踏まえると、その大きな課題は、「費用対効果」ではないか。
- 消費者、カード会社がAPI連携から得る効果として「利便性向上」や「自社サービスの提供価値向上」等が考えられるが、その価値は連携先やAPI連携により実現するサービス等によって異なる。また、公正取引委員会の調査や日本クレジット協会のプレゼンテーション（第1回検討会）によれば、費用対効果が合わないと認識している消費者、カード会社が一定数存在する。
- 上記のような現状を踏まえ取組の方向性について議論をいただきたい。



期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・利便性向上・支出状況の把握・セキュリティ向上等	<ul style="list-style-type: none">・連携先サービスも含めた消費者への提供価値の向上による既存カード会員の満足度向上、新規カード会員の獲得・データ利用料収入（無料の場合あり）・セキュリティ向上等
費用対効果の認識	<p>公正取引委員会報告書「家計簿サービス等に関する実態調査報告書」によれば、約54%の消費者が家計簿サービスのサービス対価として支払える金額は0円と回答。無料会員のうち、月額300円以上許容できる消費者は約2%。</p>	<ul style="list-style-type: none">・日本クレジット協会のアンケート対象会社の7割がAPI対応をしていることから、多くのカード会社が費用対効果が合うと認識している。・他方で、現状未対応の会社は費用対効果が合わないと認識しているのではないか。

第2回の論点

大きく以下2点について議論をいただきたい。

1. API連携推進の方向性

- API接続先について、①民間の判断で進めていくのか、②一定の要件の下、原則全社接続で進めていくのかについて、日本の市場環境も考慮して議論いただきたい。

2. 取組の方向性

- 費用対効果が合わないと認識する消費者、カード会社が一定数存在すること等を踏まえ、法的措置を含めた制度的対応の要否など、取組の方向性について議論いただきたい。